

官報の発行に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案要綱

官報の発行に関する法律の施行に伴い次の関係法律の規定を整備するとともに所要の経過措置を定めるものとする。

- 一 鉄道抵当法（明治三十八年法律第五十三号）
- 二 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）
- 三 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）
- 四 図書館法（昭和二十五年法律第一百十八号）
- 五 独立行政法人国立印刷局法（平成十四年法律第四十一号）
- 六 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）
- 七 復興庁設置法（平成二十三年法律第二百二十五号）